

東かがわ市告示第31号

東かがわ市子育て支援団体活動補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月21日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市子育て支援団体活動補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市子育て支援団体活動補助金交付要綱（平成26年東かがわ市告示第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>東かがわ市<u>子ども</u>・子育て支援団体活動補助金交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、児童の健全育成を推進し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに資するため、<u>子ども</u>・子育て支援関係団体（以下「団体」という。）の活動に要する経費の一部を補助することに関し、東かがわ市補助金等交付規則（平成15年東かがわ市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(用語の定義)</u></p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>子どもの居場所</u> <u>子どもが安心して過ごすことができ、地域の幅広い世代の人と交流することのできる場所をいう。</u></p> <p>(2) <u>子ども食堂</u> <u>地域の子どもの対象に無料又は安価で栄養に配慮した食事と温かな団らんを提供する活動をいう。</u></p> <p>(3) <u>子ども</u> <u>原則として市内に在住する概ね18歳までの者をいう。</u></p> <p>(補助対象団体)</p> <p>第3条 東かがわ市<u>子ども</u>・子育て支援団体活動補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる団体は、次の各号のすべてを満たす<u>団体</u>とする。</p> <p>(1) 東かがわ市内に活動の拠点を置き、定期的に1年以上の期間継続して次条第1項に掲げる事業のいずれかに係る<u>営利を目的としない活動</u>を</p>	<p>東かがわ市子育て支援団体活動補助金交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、児童の健全育成を推進し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに資するため、子育て支援関係団体（以下「団体」という。）の活動に要する経費の一部を補助することに関し、東かがわ市補助金等交付規則（平成15年東かがわ市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象団体)</p> <p>第2条 東かがわ市子育て支援団体活動補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる団体は、次の<u>とおり</u>とする。</p> <p>(1) 東かがわ市内に活動の拠点を置き、定期的に1年以上の期間継続して<u>子育て支援</u>に係る活動を行った実績を有し、今後も当該活動を継続・</p>

改正後	改正前
<p>行った実績を有し、今後も当該活動を継続・発展できる見込みがあること。</p> <p>(2) <u>市が主催する子ども・子育て支援団体に関する会議に出席するほか、関係機関との連携に努めること。</u></p> <p>(3) 10人以上の会員<u>(団体の運営に携わっていない者を除く。)</u>を有すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>法令等又は公序良俗に反しておらず、かつ反するおそれがないこと。</u></p> <p>(6) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと、若しくは反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</u></p> <p><u>(補助対象事業)</u></p> <p><u>第4条 補助対象事業は、基本事業及び加算事業とする。</u></p> <p><u>2 補助対象事業は、次の各号のすべてを満たすものとする。</u></p> <p>(1) <u>子ども・子育て家庭が幅広く参加できるように広報活動等を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>利用者の安全及び衛生管理並びに個人情報の保護のために必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>(基本事業)</u></p> <p><u>第5条 基本事業は、次の各号に掲げる事業とする。</u></p> <p>(1) <u>育児相談事業及び育児に関する学習の機会を提供する事業</u></p> <p>(2) <u>親子の交流の機会を提供する事業</u></p> <p>(3) <u>子どもの健やかな成長を育むための活動を行う事業</u></p> <p>(4) <u>子どもの居場所づくり事業</u></p> <p><u>(加算事業)</u></p> <p><u>第6条 加算事業は、子ども食堂事業とする。</u></p>	<p>発展できる見込みがあること。</p> <p>(2) <u>営利を目的としないものであること。</u></p> <p>(3) 10人以上の会員を有すること。</p> <p>(4) 略</p>

改正後	改正前
<p>2 加算事業は、第4条第2項に掲げるもののほか、次の各号のすべてを満たすものとする。</p> <p>(1) <u>概ね月1回以上開催すること。</u></p> <p>(2) <u>子ども向けに1回あたり20食以上提供すること。</u></p> <p>(補助金の額)</p> <p>第7条 補助金の額は、予算の範囲内において別表の第3欄に掲げる対象経費の総支出額に同表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。この場合において、同表第1欄に掲げる補助対象事業ごとに1,000円未満の端数が生じたときは、<u>それぞれにこれを切り捨てる。</u></p> <p>(対象経費)</p> <p>第8条 補助金の対象となる経費は、別表の第3欄に定めるものであって団体が事業を実施するに当たり必要と認められる費用とする。ただし、他の補助制度による補助金の対象となる経費は除くものとする。</p> <p>(書類の様式)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 東かがわ市<u>子ども・子育て支援団体活動補助金交付申請書</u>(様式第1号)</p> <p>(2) 収支予算書<u>(基本事業)</u>(様式第2号)</p> <p>(3) 収支予算書<u>(加算事業)</u>(様式第3号)</p> <p>(4) 東かがわ市<u>子ども・子育て支援団体活動補助金交付決定通知書</u>(様式第4号)</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、予算の範囲内において次条に掲げる経費の総支出額に<u>3分の2</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。<u>なお、一の事業につき補助金の上限額は5万円とする。</u></p> <p>(対象経費)</p> <p>第4条 補助金の対象となる経費は、<u>次の各号</u>に定めるものであって第2条に規定する補助対象団体が事業を実施するに当たり必要と認められる費用とする。ただし、他の補助制度による補助金の対象となる経費は除くものとする。</p> <p>(1) <u>報償費</u></p> <p>(2) <u>旅費</u></p> <p>(3) <u>需用費</u></p> <p>(4) <u>役務費</u></p> <p>(5) <u>使用料及び賃借料</u></p> <p>(書類の様式)</p> <p>第5条 補助金の交付に関し使用する次の各号に掲げる規則に基づく書類の様式は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 東かがわ市<u>子育て支援団体活動補助金交付申請書</u>(様式第1号)</p> <p>(2) 収支予算書(様式第2号)</p> <p>(3) 東かがわ市<u>子育て支援団体活動補助金交付決定通知書</u>(様式第3号)</p>

改正後	改正前
<p>(5) <u>補助事業等実績報告書 (様式第5号)</u></p> <p>(6) <u>収支決算書 (基本事業) (様式第6号)</u></p> <p>(7) <u>収支決算書 (加算事業) (様式第7号)</u></p> <p>(8) <u>東かがわ市子ども・子育て支援団体活動補助金交付確定通知書 (様式第8号)</u></p> <p>(9) <u>東かがわ市子ども・子育て支援団体活動補助金交付請求書 (様式第9号)</u></p> <p>(10) <u>東かがわ市子ども・子育て支援団体活動補助金概算交付請求書 (様式第10号)</u></p>	<p>(4) <u>補助事業等実績報告書 (様式第4号)</u></p> <p>(5) <u>収支決算書 (様式第5号)</u></p> <p>(6) <u>東かがわ市子育て支援団体活動補助金交付確定通知書 (様式第6号)</u></p> <p>(7) <u>東かがわ市子育て支援団体活動補助金交付請求書 (様式第7号)</u></p> <p>(8) <u>東かがわ市子育て支援団体活動補助金概算交付請求書 (様式第8号)</u></p>
<p>2 <u>前項に掲げるもののほか、第6条に規定する加算事業については、月別収支報告書 (加算事業) (様式第11号) を補助事業等実績報告書 (様式第5号) に添えて、市長に提出しなければならない。</u></p>	
<p><u>第10条・第11条 略</u></p>	<p><u>第6条・第7条 略</u></p>

改正後				改正前			
別表（第5条、第6条関係）							
<u>補助対象事業</u>	<u>補助金の額</u>	<u>対象経費</u>	<u>補助率</u>				
基本事業	1 団体当たり上限 50,000円	補助対象事業の実施に要 する経費のうち、報償費、 旅費、需用費（消耗品費、 燃料費、印刷製本費）、 役務費、使用料及び賃借 料、備品購入費	2 / 3				
加算事業	1 回当たり5,000 円 年間上限6万円	補助対象事業の実施に要 する経費のうち、需用費 （消耗品費、食糧費、賄 材料費） 利用者から徴収した費用 がある場合はその額を控 除する。	10 / 10				

改正後

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

東かがわ市長 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

東かがわ市子ども・子育て支援団体活動補助金交付申請書

次のとおり補助事業等を実施したいので、補助金等を交付されるよう東かがわ市補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額	円
	〔 内訳 基本事業 円 加算事業 円 〕
2 事業年度	
3 事業の目的	

改正前

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

東かがわ市長 殿

所在地  
名称  
代表者氏名 ㊤

東かがわ市子育て支援団体活動補助金交付申請書

次のとおり補助事業等を実施したいので、補助金等を交付されるよう東かがわ市補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額	円
2 事業年度	
3 事業の目的	

改正後

改正前

4 事業の内容	
5 着手・完了 予定年月日	着 手 日 完了予定日 年 月 日 年 月 日
6 事業の効果	
7 添付書類	(1) 収支予算書 (様式第2号 (基本事業)) (2) 収支予算書 (様式第3号 (加算事業)) (3) 事業計画書 (4) 前年度の決算書及び事業報告書 (5) 会員名簿 (6) その他参考書
8 備 考	

4 事業の内容	
5 着手・完了 予定年月日	着 手 日 完了予定日 年 月 日 年 月 日
6 事業の効果	
7 添付書類	(1) 収支予算書 (様式第2号) (2) 事業計画書 (3) その他参考書類
8 備 考	

改正後

様式第2号（第9条関係）

収 支 予 算 書  
 年度 子ども・子育て支援団体活動補助金  
 （基本事業）

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

改正前

様式第2号（第5条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		



改正後

改正前

様式第3号（第9条関係）

様式第3号（第5条関係）

収 支 予 算 書  
 年度 子ども・子育て支援団体活動補助金  
 (加算事業)

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

第 号  
 年 月 日  
 様  
 東かがわ市長 国  
 東かがわ市子育て支援団体活動補助金交付決定通知書  
 年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので、東かがわ市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

1 事業年度	年 度
2 補助金等の交付決定額	円
3 交付条件	(1) この補助金等は、申請のあった目的以外に使用してはなりません。 (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認又は指示を受けなければなりません。 ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。） イ 中止し、又は廃止するとき。 ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。 (3) 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書、収支決算書等を提出してください。 (4) 市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。 (5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。 (6) 東かがわ市補助金等交付規則等の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金等の返還を求めます。
4 備考	

改正後

改正前

様式第4号（第9条関係）

様式第4号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様  
東かがわ市長 閣

東かがわ市子ども・子育て支援団体活動補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので、東かがわ市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

1 事業年度	年 度
2 補助金等の交付決定額	円 〔 内訳 基本事業 円 加算事業 円 〕
3 交付条件	<p>(1) この補助金等は、申請のあった目的以外に使用してはなりません。</p> <p>(2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認又は指示を受けなければなりません。 ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。） イ 中止し、又は廃止するとき。 ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。</p> <p>(3) 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書、収支決算書等を提出してください。</p> <p>(4) 市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。</p> <p>(5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。</p> <p>(6) 東かがわ市補助金等交付規則等の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金等の返還を求めます。</p>
4 備考	

年 月 日

東かがわ市長 殿

所在地  
名 称  
代表者氏名 ㊦

補助事業等実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金等の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり東かがわ市補助金等交付規則第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 補助金等の額	円
2 事業年度	
3 着手・完了 年 月 日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
4 添付書類	(1) 収支決算書（様式第5号） (2) 収支決算書の根拠となる証拠書類（領収書、請求書、会計監査に関する書類等） (3) 事業報告書 (4) その他参考書類
5 事業の実施状況 及び効果・成果	
6 備考	

改正後

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

東かがわ市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

補助事業等実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金等の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり東かがわ市補助金等交付規則第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 補助金等の額	円 〔内訳 基本事業 円 加算事業 円〕
2 事業年度	
3 着手・完了 年 月 日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
4 添付書類	(1) 収支決算書（様式第6号（基本事業）） (2) 収支決算書（様式第7号（加算事業）） (3) 収支決算書の根拠となる証拠書類（領収書、請求書、会計監査に関する書類等、加算事業については月別収支報告書） (4) 事業報告書 (5) その他参考書類
5 事業の実施状況 及び効果・成果	
6 備考	

改正前

様式第5号（第5条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
	円	円	円	
計				

3 繰越金の額 円

改正後

改正前

様式第6号（第9条関係）

様式第6号（第5条関係）

収支決算書  
 年度 子ども・子育て支援団体活動補助金  
 （基本事業）

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

3 繰越金の額 円

第 号  
 年 月 日

様

東かがわ市長 印

東かがわ市子育て支援団体活動補助金交付確定通知書

年 月 日付けで提出のあった補助事業等の実績報告に係る補助金等の額については、次のとおり確定したので、東かがわ市補助金等交付規則第14条の規定により通知します。

1 事業年度	
2 補助金等の交付確定額	円
3 交付条件	<p>(1) この補助金等は、申請のあった目的以外に使用してはなりません。</p> <p>(2) 市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。</p> <p>(3) 東かがわ市補助金等交付規則等の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金等の返還を求めます。</p>

改正後

改正前

様式第7号（第9条関係）

様式第7号（第5条関係）

収支決算書  
 年度 子ども・子育て支援団体活動補助金  
 (加算事業)

年 月 日  
 東かがわ市長 殿  
 所在地  
 名称  
 代表者氏名 ㊤

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

東かがわ市子育て支援団体活動補助金交付請求書  
 年 月 日付け 第 号により補助金等の確定通知の  
 あった補助事業等について、次のとおり東かがわ市補助金等交付規則第15条第1項  
 の規定により請求します。

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ)	( )
名義人	

3 繰越金の額 円

改正後

改正前

様式第8号（第9条関係）

様式第8号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

東かがわ市長 印

東かがわ市子ども・子育て支援団体活動補助金交付確定通知書

年 月 日付けで提出のあった補助事業等の実績報告に係る補助金等の額については、次のとおり確定したので、東かがわ市補助金等交付規則第14条の規定により通知します。

1 事業年度	
2 補助金等の 交付確定額	円 ( 内訳 基本事業 円 加算事業 円 )
3 交付条件	<p>(1) この補助金等は、申請のあった目的以外に使用してはなりません。</p> <p>(2) 市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。</p> <p>(3) 東かがわ市補助金等交付規則等の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金等の返還を求めます。</p>

年 月 日

東かがわ市長 殿

所在地  
名称  
代表者氏名 印

東かがわ市子育て支援団体活動補助金概算交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり東かがわ市補助金等交付規則第15条第2項の規定により概算請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ)	( )
名義人	

改正後

改正前

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

東かがわ市長 殿

所 在 地  
名 称  
代表者氏名 ㊟

東かがわ市子ども・子育て支援団体活動補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金等の確定通知の  
あった補助事業等について、次のとおり東かがわ市補助金等交付規則第15条第1項  
の規定により請求します。

1 請 求 額 円

2 振 込 先

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ)	( )
名義人	

改正後

改正前

様式第10号（第9条関係）

年 月 日

東かがわ市長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

㊤

東かがわ市子ども・子育て支援団体活動補助金概算交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり東かがわ市補助金等交付規則第15条第2項の規定により概算請求します。

1 請 求 額 円

2 振 込 先

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ)	( )
名義人	



改正後														改正前
様式第11号（第9条関係） 月別収支報告書（加算事業） （単位：円）														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
収入区分	予算額	月別収入額												
補助金														
合計														
支出区分	予算額	月別支出額												
食糧費・賄材料費														
消耗品費														
合計														
														収入額－支出額

附 則  
 この告示は、令和6年4月1日から施行する。